

安来市道路工事承認基準

平成 28 年 2 月 23 日
告示第 12 号

(主旨)

第 1 条 この告示は、安来市道路工事承認規則(平成 28 年安来市規則第 3 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき、市が管理する道路における道路管理者以外の者の行う道路に関する工事又は道路の維持(以下「工事」という。)の承認基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(工事承認基準)

第 2 条 工事の承認基準は、原則として、次の各号に定めるところによる。

- (1) 側溝を含まない幅員を 4 メートル以上確保するため、道路の中心線から水平距離 2 メートル以上後退した場所に側溝を設置すること。
- (2) 前号の基準を満たすことができない場合(山又は川に接している場合等)は、側溝を含む幅員を 5 メートル以上確保できる場所に側溝を設置すること。
- (3) 民地側に側溝を設置した場合は、当該側溝の設置のため新しく出来る道路敷地を分筆し、市に無償無条件で譲渡すること。
- (4) 側溝は、コンクリート二次製品とし、道路用側溝 A 型(落蓋式)又は自由勾配側溝(縦断用)とすること。
- (5) 側溝の勾配は、0.5 パーセント以上とすること。ただし、当該基準を満たすことができない特別な理由がある場合は、道路管理者と協議するものとする。
- (6) 側溝の流末処理については、地元自治会又は水利組合等の同意を得ること。
- (7) 工事箇所周辺においておおむね溝蓋が設置されている場合又は工事に起因して道路管理上若しくは交通安全上必要と道路管理者が認める場合は、溝蓋を設置すること。
 - ア 溝蓋を設置する場合は、歩道部以外は 3 種蓋(T-25、防音及びスリット付)とし、10 メートル以内に 2 箇所のグレーチングを設置すること。
 - イ 歩道部も、乗入箇所はアに準じること。
- (8) 前各号に定めるもののほか、工事の承認基準については、島根県道路工事承認基準(昭和 53 年 3 月 28 日道発第 746 号各土木建築事務所長あて土木部長通知)を準用する。

(舗装道路の路面復旧の基準)

第 3 条 舗装道路の路面復旧は、CBR 試験等に基づく舗装構成により行うことを原則とし、CBR 試験等に基づかない場合は、次に掲げる基準によるものとする。

- (1) 表層工 5 センチメートル
 - (2) 上層路盤工 10 センチメートル
 - (3) 下層路盤工 15 センチメートル
- 2 前項の規定にかかわらず、舗装構成が明確な道路の路面復旧は、当該道路の舗装構成で行うものとする。
- 3 舗装の本復旧は、仮復旧後おおむね 30 日とする。
- 4 工事完了届を提出する際は、本復旧の前、中、後及び掘削後の写真を添付するものとする。
- 5 舗装道路を掘削する場合は、掘削線をアスファルトカッターで切断後掘削を行い、原則として切断線から舗装影響幅(20 センチメートル以上)をアスファルトカッターで切断し、舗装するものとする。ただし、当該基準を満たすことができない特別な理由がある場合は、道路管理者と協議するものとする。

(その他)

第 4 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 28 年 2 月 23 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 29 日告示第 34 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。